

<8月1日以降、職員が抗原キットで陽性だった場合の対応>

これまで、職員は、抗原キットで陽性が出た場合は、電話診療で受診していた。

しかし、2023年7月末で電話診療が終了となる。

そのため、8月1日以降は基本的には病院受診とする。

しかし、薬の処方など直接診察を希望しない場合は、二次感染のリスクや外来診療の逼迫、受診する職員の精神的・肉体的負担、検査部の負担、医療資源を考慮し、院内に抗原キットがある限り、やむを得ず電話診療を行なうこととする。

<やむを得ず電話診療となる場合>

1. 有症状職員

- ・厚生労働省承認の抗原検査キットで検査し、陽性の場合は健康管理室へ結果を報告する。
- ・所属長へ下記の必要な情報を伝える

【必要な情報】

症状、症状出現日、周囲の有症状者の有無、ワクチン接種歴、基礎疾患の有無、薬剤処方の有無、過去のCOVID-19罹患歴

※薬剤処方を希望する場合は、直接外来を受診する

2. 所属長

- ・本人へ受診料が発生することを伝え、了承を得る
- ・外来師長へ連絡し、受診依頼を行なう
- ・本人から得た「必要な情報」をカルテへ記載する

3. 外来師長

- ・内科当番医または発熱外来担当医へ、電話診療を依頼する（医師の診断が必要となるため）
- ・外来記録を記載する

4. 内科当番医または発熱外来担当医

- ・カルテ記載内容を確認し、診察・診断の記録を行う

2023年7月31日
院内感染対策委員会